



平成 22 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ア イ・ピ ー・エ ス  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 寛  
(JASDAQ・コード4335)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 森 田 哲 也  
電 話 078 - 361 - 0040

## 定款の一部変更及び監査役会設置に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 9 日開催の取締役会において、平成 22 年 9 月 3 日にお知らせいたしました平成 22 年 9 月 28 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」につき、その内容の変更を決議いたしましたので、あらためてお知らせいたします。

なお、変更の主な内容は、監査役会設置会社に関する事項を定款に織り込むことを追加決議したものであります。

### 記

#### I. 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

###### (1) 監査役会及び会計監査人の設置

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、監査役会及び会計監査人を設置するものであります。

###### (2) 取締役及び監査役の責任免除

積極的な意思決定と業務執行を可能とするために取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役の責任免除規定を新設するとともに、適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 24 条（取締役の責任免除）の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

###### (3) 会計監査人の責任免除

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第28条 当社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p><u>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p><u>第32条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

	<p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u>  <u>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u>  <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 計算  第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算  第36条～第39条 (現行どおり)</p>

以 上